

報告日：2026 年 5 月 26 日

2025 年度「目白大学・目白大学短期大学部ガバナンス・コード＜第 1.0 版＞」
遵守状況報告書

1. 遵守概況

第 1 章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重	遵守状況
1-1 建学の精神	遵守している
1-2 人材養成に係る目的	遵守している

第 2 章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)	遵守状況
2-1 理事会	遵守している
2-2 理事	遵守している
2-3 監事	遵守している
2-4 評議員会	遵守している
2-5 評議員	遵守している

第 3 章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)	遵守状況
3-1 学長	遵守している
3-2 教授会	遵守している

第 4 章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)	遵守状況
4-1 学生に対して	遵守している
4-2 教職員等に対して	遵守している
4-3 社会に対して	遵守している
4-4 危機管理及び法令遵守	遵守している

第 5 章 透明性の確保(情報公開)	遵守状況
5-1 情報公開の充実	遵守している

2. 遵守状況の特記事項

ガバナンス・コード	遵守状況
1-2 人材養成に係る目的	・大学は、これからの社会を生き抜く力を養成する教育課程を編成し、大学における学修を実社会での問題発見・解決に活かすための文理横断/融合的教育として、目白大学版STEAM教育の充実を図っている。また、学修者本位教育を実現することで、生涯学び続ける力を育成する。 ・短期大学部は、学生の主体的学びのために教育課程を再編し、学生の人格的な成長と社会的・職業的な自立・自律を促す、「知識・理解」「思考力・判断力」「多様性・協働性」などの観点を整理したコンピテンシー基盤教育の実践を行っている。 ・【参考】中学校・高等学校は、コンテストやボランティアなどの学外活動や検定などに挑戦する意思を支えられる教育環境を整え、「探求の時間」を通じた学びの深化と、協働する力や、グローバル教育及び理数系教育の充実を進めている。
2-1 理事会	・私立学校法の改正を踏まえ、役員、評議員の改選及び会計監査人の選任を実施した。幅広い意見の反映や法令に適合し、職務執行の適正を確保するために、理事会と評議員会の役割分担を明確にし、情報共有や相互のけん制機能を強化した。また、内部統制システム（リスク管理、コンプライアンス等）の基本方針を整備し、業務の適正化を確保した。 ・従来は期末に集中していた当年度の事業計画の進捗状況や課題などを、今年度から理事会で定期的にきめ細かく共有するように運営している。
2-3 監事	・改正私立学校法及び内部統制システム整備の基本方針に基づき、学校法人目白学園監事監査規則を見直し、監査の対象や計画の策定、内容などを具体化した。また内部監査室や、会計監査人、外部専門家等との連携を図るなど、監査業務を支援

	するための体制を整えている。 ・監事業務を支援するための体制整備として、外部機関による研修機会を随時提供しており、経営企画本部会議への出席や学部長等会議資料の回付、学内 Web 稟議書の確認や現場へのヒヤリングを通じて、法人及び設置学校を取り巻く環境や課題等を共有し、意見交換する機会を定期的に設けている。
2-4 評議員会	・改正私立学校法の趣旨を踏まえ、理事会との役割分担を明確にし、けん制機能の強化と、情報共有の強化を実現している。開催回数を増やし、都度、職務執行状況の報告を行い、理事が議決権を持たないオブザーバーとして出席することで、学内運営に関する情報不足を補っている。また、理事長及び代表業務執行理事の職務状況や設置学校の事業計画の進捗状況を会議の都度、報告して対応を強化している。

4-1 学生に対して	・大学は、学修者本位の教育を展開するために、資格取得奨励や報奨制度など学修意欲の高い学生に対するトップアップ教育の充実、学修に困難を感じる学生への支援体制の強化として、新たな担任制度の導入やヘルプデスクの設置などの検討を進めている。 ・短期大学部は、学生情報を集約化し、その分析により入学前教育、学修状況の把握、eラーニング、個別面談、特別補講や資格及び検定の支援を強化している。 ・【参考】中学校・高等学校は、目標を明確にした進路選択を実現するため海外大学進学者、医療系学部進学者への指導体制の強化や、学習支援センターと連携して一般入試と総合型選抜の二本立てで進路指導を強化している。
4-2 教職員等に対して	・職員は実務面のみならず、大学運営に関して、教員との相互の協働を前提とした、校務分掌の見直しなど役割分担や連携体制の見直しを進めた。

4-3 社会に対して	・大学は 2023 年度の認証評価の結果、基準に適合していると認定された。 ・大学、短期大学部ともに、保護者や卒業生、高等学校、産業界などのステークホルダーとの関係強化に努め、意見を大学運営に活かしている。また、ボランティア活動や地域連携活動を通じて社会貢献を果たしている。
4-4 危機管理及び法令遵守	・法令遵守のための体制整備として、危機管理体制の整備や、危機管理マニュアルの改正を進めている。 ・個人情報保護体制強化のため、関連規則の改正とリテラシーの向上に向けた取り組みを進めている。 ・コミュニケーションに観点をおいたハラスメント研修を全教職員向けに実施した。 ・適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的として、コンプライアンスをより一層推進するための体制整備に必要な事項を定めるために「学校法人目白学園コンプライアンス推進規則」を制定している。